

ひなたデータ利活用推進事業委託業務仕様書

令和4年11月
宮崎県総合政策部デジタル推進課

1 業務名

ひなたデータ利活用推進事業委託業務

2 目的

県では、コロナ感染症による影響が続く中で、現場業務の効率化・負担軽減を図りながら県民への行政サービスの維持・向上を図っていく必要がある。

このため、本業務では、本県独自のプラットフォームである「ひなたGIS（以下「本システム」という。（※））」を活用し更なるデータの共有・利用が図れるよう、本システムの機能を改良し、利活用を推進することを目的とする。

※ 本システムは、「地理情報」をキーとして多種多様なデータを画面に重ねて表示する地理情報システム（Geographic Information System）で、本県が構築し平成29年度からインターネット上に公開。
なお、公開用のGIS（以下「公開GIS」という。）及び非公開で庁内用のGIS（以下「内部GIS」という。）の二環境で運用中。

3 業務内容

（1）機能の改良に関すること

- ・背景データの管理として、位置情報を含むCSVファイルや地理情報ファイルを取り込む機能（データ編集、mvtやgeojson等のアップロード）
- ・背景管理機能（職員によるデータ登録・変更・削除）
- ・背景装飾機能（職員による分類や数値による色分けなど）
- ・e-STATデータの動的な取得（最新のAPIへの対応など）
- ・RESASデータの動的な取得（最新のAPIへの対応など）

（2）運用管理手順の確立に関すること

- ・今後、庁内業務で活用拡大を図る上での、内部GISの運用管理手順等の整理及び本システムに掲載すべきデータや定期的にデータを更新する体制の提案。
- ・その他、本県が想定する機能以外に活用促進や運用管理を容易にする機能の提案。なお、管理用の機能追加（専用画面の構築など）は必須ではない。
- ・改修された機能について職員が作業を行うための研修。
- ・今後の保守・サポート体制に関する具体的な提案。

4 留意事項

- ・非機能要件（システム利用時間、サービスレベル、システム環境、情報セキュリティなど）については、既存システムの仕様に準ずることとする。
- ・受託事業者が本件業務を通して知り得たアイデアやノウハウは自由に再利

用して構わないが、データの著作権等は受託者の責任において解決すること。

- ・デジタル推進課と受託事業者が共同開発した成果物の著作権は、双方で共有するものとする。
- ・業務の成果物は、他者の知的所有権への配慮がなされていること。
- ・業務の成果物による問題で、手順書等により判別がつかない事象や障害等が発生した場合、県の要請に応じて問題解決に協力すること。
- ・別途締結する保守委託契約は3年を想定しているが、現時点で確定するものではないこと。
- ・受託事業者は、デジタル推進課と十分に連携し、当初提案に含まれない事案等が発生した場合は、双方協議の上、問題解決に当たること。
- ・当該システムは宮崎県サーバ統合基盤上で稼働しているため、本システムにおける各種作業は、宮崎県サーバ統合基盤のサービス仕様書の内容に従い作業を行うこと。

5 成果物

(1) 本業務の成果物は以下を想定している。

- ・プロジェクト計画書
- ・システム構成図
- ・システム設定シート
- ・テスト仕様書兼結果報告書
- ・運用管理手順書
- ・その他、本県と協議し定めるもの

(2) 納品形態及び部数

紙で2部（正本、副本）、電子データで1部納入すること。なお、電子データによる納品について、Microsoft Word 2019、同Excel 2019、同PowerPoint2019 で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し、作成時点で最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトによりチェックを行い納品すること。また、納品後、本県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

6 契約期間

契約開始日から令和5年3月31日まで

7 スケジュール

試験運用開始 令和5年3月1日

本番運用開始 令和5年3月31日

8 その他

(1) 疑義の解決

本業務の委託契約書及び業務仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、本県と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(2) 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は本県の指示のもと、本システムの利用終了日までに本県が継続して本業務を遂行できるよう、運用保守業務の流れや、業務に関連する各種管理情報、その他円滑な業務引き継ぎのために必要となる情報を詳細に記録した業務引き継ぎ書を作成し、本県に提出すること。また、業務引き継ぎに伴いデータ移行等が発生する場合、構築・運用を行っている全てのシステムについて、移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式（CSV等）に加工し提供すること。さらにファイル・データレイアウト等の資料を提供し、本県または新規受託者に対して誠意を持って協力すること。